

住宅用家屋証明申請の必要書類（コピー可）

1. (イ) 第41条(a)(c)(e) 新築されたもの【注文住宅】

●次の書類の“提示”が必要です。

- (1) 新住所の「住民票」
- (2) 「確認済証」又は「検査済証」

※豊田・豊北町のうち、建築確認を要しないものであるときは建築工事請負書及び設計図書

- (3) 次のうちいづれか

- ・「登記事項証明書（登記簿謄本）」※登記官の認証があるもの
- ・表示登記の「登記完了証」とインターネット登記情報提供サービスの「不動産登記情報」※照会番号及び発行年月日が記載されたもの
- ・表示登記の「登記完了証」と「登記申請書」

●次の書類の“提出”が必要です。

- (1) 長期優良住宅、低炭素住宅の場合、「認定通知書」（変更の場合は変更分）

2. (イ) 第41条(b)(d)(f) 建築後使用されたことのないもの【建売住宅・分譲マンション】

●次の書類の“提示”が必要です。

- (1) 新住所の「住民票」
- (2) 「確認済証」又は「検査済証」

※豊田・豊北町のうち、建築確認を要しないものであるときは建築工事請負書及び設計図書

- (3) 次のうちいづれか

- ・「登記事項証明書（登記簿謄本）」※登記官の認証があるもの
- ・表示登記の「登記完了証」とインターネット登記情報提供サービスの「不動産登記情報」※照会番号及び発行年月日が記載されたもの
- ・表示登記の「登記完了証」と「登記申請書」

●次の書類の“提出”が必要です。

- (1) 「売買契約書」「売渡証明書」「登記原因証明情報」のうち、取得年月日が確認できるものをいづれか1つ
- (2) 家屋未使用証明書（直前の所有者又は当該家屋売買の代理若しくは仲介をした宅地建物取引業者の証明書）
- (3) 長期優良住宅、低炭素住宅の場合、「認定通知書」（変更の場合は変更分）

3. (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）【中古住宅・中古マンション】

●次の書類の“提示”が必要です。

- (1) 新住所の「住民票」
- (2) 次のうちいづれか

- ・「登記事項証明書（登記簿謄本）」※登記官の認証があるもの

- ・インターネット登記情報提供サービスの「不動産登記情報」※照会番号及び発行年月日が記載されたもの

●次の書類の“提出”が必要です。

- (1) 「売買契約書」「売渡証明書」「登記原因証明情報」のうち、取得年月日が確認できるものをいづれか1つ
※登記原因是、「売買」「競落」のみです。「贈与」「財産分与」「相続」等は対象外です。

- (2) 昭和56年12月31日以前に建築された家屋の場合、次のうちいづれか1つ

- ・「耐震基準適合証明書」（家屋の取得日前2年以内に家屋調査が終了しているものに限る。）
- ・「住宅性能評価書」（家屋の取得日前2年以内に評価されたものに限る。）
- ・「保険付保証明書」（家屋の取得日前2年以内に契約が締結されたものに限る。）

この証明書は、住宅の売買をする前に取得してください。売買後に証明書を取得した場合は、登録免許税の軽減は受けられません。

- (3) 特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したものの場合

- ・建物価格が分かるもの（金額が記載された売買契約書、売渡証明書等）

- ・「増改築等工事証明書」

- ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の「保険付保証明書」

※給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る工事に要した費用の額が、50万円を超える場合のみ

4. 抵当権設定登記のみに使用する場合

新築・中古物件取得時の書類に加えて次の書類の“提出”が必要です。

- ・住宅取得資金の貸付に係る「金銭消費貸借契約書」
- ・住宅取得資金の貸付に係る債務の「保証契約書」
- ・抵当権の被担保債権が当該住宅の取得のためであることが記載された「登記原因証明情報」

※未入居の方は、申立書又は入居見込み確認書（いづれも原本）の提出が必要です。なお、現在の家屋の処分方法が分かる書類（コピー）も併せて提出してください。（現在家屋の処分方法等が未定である場合には、入居が登記の後になることを疎明する書類）